

令和8年（フ）第1号

東京都新宿区新宿1丁目18番4号 東京蓮見ビル
破産者 株式会社リスク・マネージャー

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第2号

東京都新宿区新宿1丁目18番4号 東京蓮見ビル
破産者 株式会社RMフォース

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第682号

東京都大田区蒲田本町2丁目2-21-101
破産者 井手上浩一

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第970号

東京都足立区栗原1丁目14-19 宮内サンハイツ西新井A棟4F201号室
破産者 佐久間将巧

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第994号

東京都荒川区町屋4丁目33-13-102
破産者 佐藤美奈子

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1278号

東京都墨田区東向島4丁目4-11-301
破産者 中山 亮（旧姓山本）

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1294号

東京都足立区平野1丁目4-1-407
破産者 小椋 功

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1320号

東京都北区神谷2丁目12-1-201
破産者 青山 幸正

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1420号

福岡県宗像市石丸2丁目23-1-202、開始決定時の住所東京都江東区東雲2丁目3-31-102
破産者 西下 海咲

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1426号

東京都葛飾区白鳥2丁目4-7-302
破産者 向山 淑子

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1452号

東京都世田谷区上北沢5丁目33-16-306
破産者 中津 智博

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1466号

神奈川県横浜市中区長者町1丁目3-5-806
破産者 内山 潤一

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1479号

東京都新宿区上落合1丁目13-15
破産者 上杉友梨華

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1503号

東京都足立区中央本町4丁目13-20-406
破産者 清水 柊馬

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1562号

東京都調布市飛田給3丁目20-2-201
破産者 森岡 敬佑

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1585号

東京都豊島区池袋本町2丁目6-15-701、開始決定時の住所東京都足立区千住緑町2丁目21-8-202
破産者 山本 飛鳥

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1641号

東京都北区神谷3丁目11-1-321
破産者 久保 勝

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1642号

東京都北区神谷3丁目11-1-321
破産者 久保なを美

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1643号

東京都北区神谷3丁目11-1-321
破産者 久保 英明

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1751号

東京都世田谷区下馬3丁目23-19 鈴木方205
破産者 河野 真之

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和8年（フ）第1785号

東京都千代田区一番町4番地4 一番町笹田ビル301、商業登記簿上の本店所在地千葉県木更津市清見台東2丁目29番25号
破産者 株式会社アステル

- 1 決定年月日 令和8年7月9日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部